

建設工事の入札における積算疑義申立てについて

令和7年4月実施／佐用町

- ・開札後、町が落札決定を保留する入札案件に対して、入札者からの積算疑義申立て期間を設けます。
- ・※すべての入札案件で落札決定を保留するものではありません。
- ・積算上の不明確な要素がある場合は、従前どおり必ず入札前に質問を行ってください。
- ・積算疑義申立てがあった場合は、申立者に対して審査結果を回答します。
- ・町が電子入札で当該案件を保留した場合、開札日に有効な最低入札金額（税抜）を明示した保留通知書を発行します。

開札後、落札者の決定を保留
（[電子入札]入札者へ保留通知書を発行）

積算疑義申立期間
（対象者は入札参加者のみ）
※原則、開札日の翌日（休日を除く）の正午まで

【留意事項】

- ・積算疑義申立ては、「誤りだと思われる具体的な項目」以外は一切受け付けません。
- ・単に「自分が想定した予定価格と合わない」等は疑義の対象としません。
- ・具体的な項目を示す「自社の積算書、資料等」を添付してください。

積算疑義申立て有り

入札の有効・無効を決定
申立者に対して結果を回答

入札有効

落札者の決定

[電子入札]落札決定通知書を発行

入札無効

入札手続の中止

[電子入札]取止め通知書を発行

積算疑義申立て無し

落札者の決定

[電子入札]落札決定通知書を発行